

回 覧 令和7年7月1日（三股町） 代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1	◆三股町はたちの成人式実行委員を募集しています ◆町女性団体連絡協議会 加入団体を募集します
〈お知らせ〉	2	◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？ ◆ごみ減量化講習会を開催します ◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します
	3	◆充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）および充電式電池使用製品について
	4	◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう
	5	◆8月は「人権啓発強調月間」です！ ◆「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が発売されます！
	6	◆計量器定期検査のお知らせ ◆「2025エコロジーボランティアinみまた」を開催します
	7	◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
〈保健と福祉〉		◆けんしん案内の誤りについて（お詫び）
（一般）	8	◆国民健康保険に関するお知らせ
	9	◆町人間ドックのお知らせ（再募集）
〈保健と福祉〉	10	◆児童扶養手当の現況届を提出してください
（子ども）	11	◆「母子及び父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

企画商工課

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈保健と福祉〉 （高齢者）	12	◆「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します ◆後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例は次のとおりです ◆後期高齢者医療保険の障害認定申請をご存知ですか？
	13	◆後期高齢者医療被保険者全員に、「資格確認書」をお送りします ◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定」について
	14	◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます ◆敬老祝い金を支給します
〈農林畜産業関連〉	15	◆水稻の病虫害防除（無人ヘリによる農薬散布）を行います ◆令和8年度分「電気防護柵（イノシシ・シカ・サル用）」・「ワイヤーメッシュ柵」の申し込みを受け付けます
〈相 談〉	16	◆各種相談



募 集

◆三股町はたちの成人式実行委員を募集しています

令和8年1月5日(月)実施予定の「三股町はたちの成人式」の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る式をつくってみませんか。

やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。

■募集人数 = 10人程度

■年 齢 = 令和7年4月2日～令和8年4月1日に20歳になる人



■活動内容 = ①8月から、平日の夜間または土日に数回集まり、企画・運営などについて話し合います。

※会議の日時は実行委員の都合に合わせます。

②参加者の中心となって、当日の運営を行います。

■応募方法 = 7月22日(火)までに、教育課 生涯学習係にお電話ください。

★お問い合わせは、教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311(直通)をお願いします

◆町女性団体連絡協議会 加入団体を募集します

町女性団体連絡協議会は、男女共同参画社会の推進、明るく豊かな地域づくりを目指し活動しています。昨年度は研修会や、みまたん宅食「どうぞ便」への協力などを行いました。町内に居住する女性の皆さん、2人以上で団体として加入できます。女性同士で交流を深めながら楽しく活動しませんか。

■令和7年度加入団体 =

○更生保護女性会 ○食品加工研究グループ ○盆地の知恵袋

○カラオケ教室 ○美びっきよ会

★お問い合わせは、教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311(直通)をお願いします

お知らせ

◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？

「置いた場所(しまった場所)がわからなくなって、探しものをすることが増えている気がする…」

「聞いたこととは違う返事をする。会話が成り立たない、どうしたんだろう…」

「専門病院に行ってほしいけど、本人が『行かない』と怒るし、どうしたら…」

など、もやもやしたり、ため息をついたりしていませんか？

ちょっと一息つきたい人、認知症のある人との関わり方に戸惑っている人、あなたのお話をお聞きます。

相談は無料で、**予約者を優先**します。気軽に連絡してください。

期日	7月10日(木) ※毎月第2木曜日		
	以降の相談日程		
期日	8月14日(木)	9月11日(木)	10月9日(木)
	11月13日(木)	12月11日(木)	令和8年1月8日(木)
	令和8年2月12日(木)	令和8年3月12日(木)	
時間	午後1時15分～3時15分 ※相談時間はおおむね1人45分程度		
場所	コメーキングスペース コメ CO-ME KING SPACE COME(旧上米児童館西側) 三股町樺山3151番地1		
内容	専門職や認知症の介護経験のあるサポーターが日ごろの出来事や悩みなどをお聞きます。		
申込方法	予約者を優先 します。 予約の状況により、当日受付も行いますが人数に制限がありますので、相談を希望する人は、電話か窓口で直接お申し込みください。		

★お申し込み・お問い合わせは、

町地域包括支援センター(高齢者支援課内)

☎:52-9063(直通)をお願いします。

◆ごみ減量化講習会を開催します

環境保全に対する意識を高めるために、ごみ減量化講習会を次のとおり開催します。誰でも申し込むことができます。

生ごみ処理容器の無償貸し出しを希望する人は、必ず受講してください。

この講習会を受講することが、生ごみ処理容器無償貸与事業の申し込み要件となります。

開催日	9月2日(火)
時間	午前10時～11時30分
場所	町役場 4階 第1会議室
内容	「家庭から出るごみの減量化、コンポストを利用した生ごみの堆肥化について」「屋外用のコンポスト容器や室内用のぼかし容器の上手な使い方」などを予定しています。
申し込み方法	直接窓口でお申し込みください。 (講習会のみ参加の場合は電話で受け付けます)。
申込期限	8月8日(金) ※期限厳守 ただし、定数に達し次第、締め切ります。

※当日は、筆記用具を持参してください。

★お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
をお願いします。

◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します

ごみの減量化を図るために、一般家庭から出る生ごみを堆肥化または肥料化して自家処理をする【生ごみ処理容器】を無償で貸し出します。

生ごみ処理容器の貸し出しを希望する人は、環境水道課 環境保全係までお申し込みください。

■申し込み要件 =

次の1～5を満たすこと。

- ①町内に住民票があり、現在も住んでいること。
- ②町が実施する「ごみ減量化講習会」(前の記事参照)を受講すること。
- ③生ごみを堆肥化または肥料化したものを自家処理すること。
- ④コンポスト容器を希望する場合は、設置できる土地があること。
- ⑤生ごみ処理容器の使用状況などのアンケート調査に協力すること。

■申し込み方法 =

環境保全係の窓口にて、「三股町生ごみ処理容器無償貸与申込書兼確約書」に必要事項を記入し、窓口にてお申し込みください。

■生ごみ処理容器 =

【屋外用】コンポスト容器(1個)
【屋内用】ぼかし容器(2個以内) のどちらかになります。

※本年度に貸し出しできる個数は、コンポスト容器10個程度・ぼかし容器10個程度です。

- ・コンポスト容器・・・高さ:約67cm、最大直径:約65cm
- ・ぼかし容器・・・高さ:約42cm、縦・横:約30cm

★お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
をお願いします。

◆充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)および充電式電池使用製品について

充電式電池や充電式電池使用製品は、不燃ごみに混入し、度々収集車やごみ処理場で火災を招く原因となっています。一方でニッケル・鉄・カドミウム・コバルト・アルミ・銅などの貴重な金属を含んでいる物です。

安全に処理するために、町では家電量販店等でのリサイクルを推進してきましたが、令和7年6月から、役場環境水道課(2階④番窓口)と町一般廃棄物最終処分場でもリサイクル(ものによっては処分)を実施することになりました。

ほかの電池やごみと混ぜないで、回収場所に直接お持ちください。

町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【充電式電池】



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

【充電式電池使用製品の例】

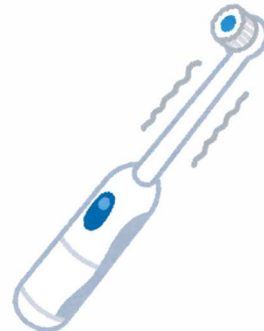
○加熱式たばこ



○電気シェーバー



○電動歯ブラシ



○電動工具



○コードレス掃除機等



○デジタルカメラ、ビデオカメラ



○ハンディファン、作業服用ファン



○スマートフォン



○モバイルバッテリー



※発煙・発火のリスクを低減させるため、電池は電池切れの状態でお持ちください。
※取り外しが簡単にできない製品は、無理に取り外したり、分解したりせず、そのままお持ちください。

★お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通)をお願いします。

◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットのふんや無駄吠えなどに関する苦情や相談が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

■イヌの飼い主の皆さんへ

イヌのふんは飼い主の責任で持ち帰りましょう！



道路や公園などに
イヌのふんを放置することは
やめましょう。

○イヌの運動や散歩のときは、ビニール袋、スコップやトイレトーパーなどを
持ち歩き、ふんを持ち帰りましょう。

犬のふんをそのまま放置すると周囲の人は不快な思いをすることになり迷惑
となります。

○イヌ小屋とその周りは常に清潔にしましょう。

※フェンス設置などの対策をしないままイヌを放し飼いしたり、散歩中にイヌを
放すことは、人を噛む事故が起きたり交通事故の要因となり周囲の人にとっ
てもイヌにとっても非常に危険ですのでやめましょう。

■ネコの飼い主の皆さんへ

①ネコは室内で飼うように
努めましょう！



②ネコには首輪・名札を付け
ましょう！



❀ 屋外は、病気の感染や
交通事故などの危険がいっぱい！

❀ よその家の庭でふんをしたり、
花壇を荒らしたり、車の上に乗って傷を付けたら…
ご近所の迷惑にもなります！



野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしない無責任な行為は、結
果的に野良ネコをどんどん増やすことになります。

近所迷惑になるだけでなく、交通事故、病気や虐待などで死亡する不幸なネ
コを増やしてしまうことになります。

飼い主は、ペットが人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりするこ
となく、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、責任を持って飼
いましょう。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)

をお願いします。

◆8月は「人権啓発強調月間」です！

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだと考えられています。

県では、夏休みなどで家族や友だちとのふれあいの機会が多い8月を「人権啓発強調月間」と定め、県とともに全市町村が人権啓発に取り組んでいます。

この機会に、学校で、家庭で、地域で、人権尊重の大切さや思いやりについて、ぜひ話し合ってみてください。

本町では、強調月間前後に以下の取り組みを行います。

■「いきいきふれあいリレー啓発展」を開催します

県では、人権啓発のパネル展示を全市町村でリレーして実施する「いきいきふれあいリレー啓発展」を開催します。同啓発展では、県内の児童・生徒による「人権に関する作文やポスター」などが掲示されるほか、人権についての啓発用資料を準備しています。家族や友人と来場いただき、「人権」の大切さについて考えてみませんか？ 本町では、以下の日程で行いますので、ぜひご覧ください。

○開催期間：7月4日(金)～15日(火)

○開催場所：町立文化会館 エントランスホール

★お問い合わせは、教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311 をお願いします。

◆「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が発売されます！

「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、7月11日(金)に全国で2種類同時発売されます。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

■主な当選金＝

「サマージャンボ宝くじ」(発売総額690億円・23ユニットの場合)

○1等 … 5億円 ×23本

○1等の前後賞各 … 1億円 ×46本

「サマージャンボミニ」(発売総額210億円・7ユニットの場合)

○1等 … 3,000万円×70本

○1等の前後賞各 … 1,000万円×140本

■販売期間＝7月11日(金)～8月11日(月)

■販売場所＝全国の宝くじ売り場

※サマージャンボは、PCやスマホからもネット購入できます！

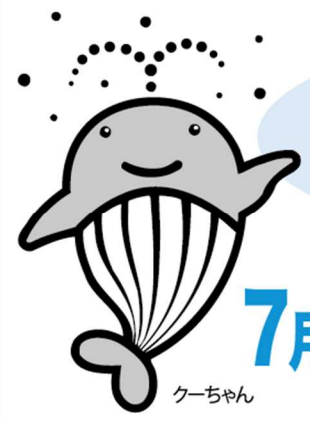
■抽せん日＝8月21日(木)

※昨年のサマージャンボ宝くじ(第1013回全国自治宝くじ)、サマージャンボミニ(第1014回全国自治宝くじ)の時効は8月27日(水)です。お忘れなく！

宝くじは、県内で買いましょう！

県内の売り上げが地域の振興に役立てられています。

～宝くじの購入に便利な「宝くじ公式サイト」もご利用ください～



サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月11日(金) 2種類同時発売! 発売期間 7/11(金)～8/11(月)
抽せん日 8/21(木)

公益財団法人宮崎県市町村振興協会 各1枚 300円

◆計量器定期検査のお知らせ

取引や証明などに使用するはかりは、計量法により、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

本年度は次の日程で検査が実施されますので、はかりを使用している人は必ず検査を受けてください。

なお、計量士による直接検査を受ける人は、定期検査の必要はありません。

■検査日時 = 7月23日(水) 午前10時～正午

■検査場所 = 町武道体育館

■手数料(例) =

名 称	能 力	手 数 料
台手動はかり	100kg以下のもの	500円
	250kg以下のもの	900円
	500kg以下のもの	1,500円
指示はかり (直線目盛以外のもの)	100kg以下のもの	500円
	250kg以下のもの	900円
	500kg以下のもの	1,500円
光電式はかり	100kg以下のもの	1,400円
	250kg以下のもの	1,800円
	500kg以下のもの	2,200円

※手数料は、このほかに機種・能力により異なりますので詳細は、お問い合わせください。

★お問い合わせは、

宮崎県計量検定所 ☎:0985-58-2929

企画商工課 商工観光係(3階 ②番窓口) ☎:52-9085(直通)

をお願いします。

◆「2025エコロジーボランティアinみまた」を開催します

「エコロジーボランティア」とは、地域の環境美化から地球環境を考え、行動する人々のボランティア活動です。

今年で30回目になる「エコロジーボランティアinみまた」への関心も高まり、リサイクルも進んでいます。

しかし、毎年、放置自転車や粗大ごみのほか、河川敷では心無い釣り人や利用者の後始末をしなければならないのが現状です。

ごみを無くし、きれいで住みよい町にするために、今年も多くのボランティアの参加をよろしくお願いします。

また、地域でごみの気になる箇所がありましたら、お知らせください。みんなできれいにしましょう。

■日 時 = 8月24日(日) 午前6時30分～9時

※小雨決行(雨天中止)

■集合場所 = 元気の杜広場(町総合福祉センター敷地内)

※開会式は団体代表者のみで実施します。

■参 加 者 = 団体(民主・福祉・ボランティア)および個人など

■申込締切 = 8月1日(金)

■主 催 = 町社会福祉協議会・町ボランティア連絡協議会

★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎52-1246 をお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、町コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容＝

町コミュニティバス「くいまーる」の回数券16回分のバス利用券を10冊交付します(160回分)。

■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

町コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

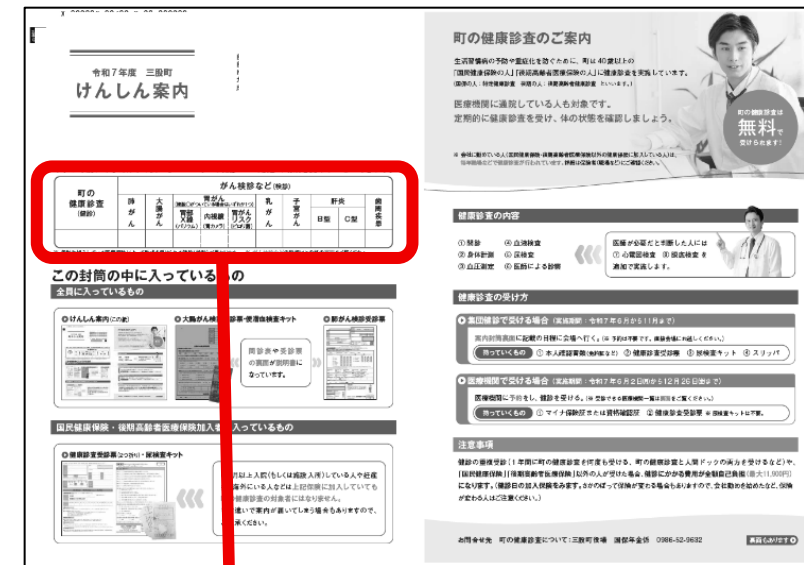
保健と福祉(一般)

◆けんしん案内の誤りについて(お詫び)

6月から40歳以上の人に送付している、「けんしん案内」の内容に一部誤りがありました。案内が届いた皆さまには、混乱をまねいてしまい、大変申し訳ありませんでした。

■誤りのあった書類＝

令和7年度 けんしん案内



拡大

令和7年度、あなたは下の表に○がついている健診・がん検診の助成を受けることができます。

町の健康診査 (健診)	がん検診など(検診)							
	肺がん	大腸がん	胃がん (複数○がついている場合はいずれか1つ) 胃がんX線(バリウム) 胃がん内視鏡(胃カメラ) 胃がんリスク(ピロリ菌)	乳がん	子宮がん	肝炎 B型 C型		歯周疾患
●	●	●	●					

※ 年齢や加入している医療保険によって助成を受けられる健診(検診)が異なります。 ※ がん検診などの詳細はこの紙の裏面をご覧ください。

■誤りがあった部分について＝

受けられる健診・がん検診などには「○」ではなく「●」がついています。

誤: 令和7年度、あなたは下の表に○がついている健診・がん検診の助成を受けることができます。

胃がん(複数○がついている場合はいずれか1つ)

正: 令和7年度、あなたは下の表に●がついている健診・がん検診の助成を受けることができます。

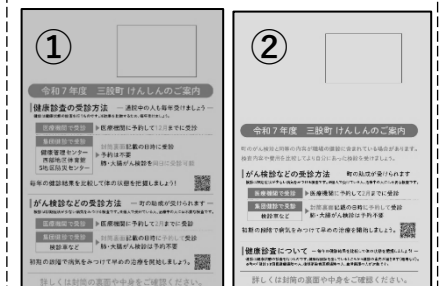
胃がん(複数●がついている場合はいずれか1つ)

★お問い合わせは、健康管理センター ☎:52-8481 または、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)☎:52-9632(直通)をお願いします。

参考:書類が入っている封筒

- ① 国民健康保険の人
後期高齢者医療保険の人
→白茶
- ② その他の保険の人→水色



◆国民健康保険に関するお知らせ

①「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をお送りします

現在使用中の国民健康保険被保険者証および資格確認書(以下、保険証など)は、7月31日(木)で有効期限が切れ、8月1日(金)以降は使用できなくなります。令和6年12月2日以降、従来の被保険者証が新たに発行されなくなり、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード(以下、マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しました。このことにより、従来の被保険者証に代わり、国保の加入者全員に「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をお送りします。

対 象 者	種 類
マイナ保険証を持っている人	資格情報のお知らせ
マイナ保険証を持っていない人	資格確認書

②要配慮者等に係る「資格確認書」の申請について

介助者などの第三者が、本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証を持っていても、マイナ保険証での受診が困難である「要配慮者」などについては、町へ申請手続きを行うことで、健康保険証に代わる「資格確認書」の交付を受けることができます。なお、親族などの法定代理人のほか、介助者なども代理申請が可能です。

■申請に必要なもの ＝

- 資格確認書の交付を希望する人の本人確認書類
- 窓口に来る人の写真付き身分証明書(マイナンバーカード、免許証など)
- 代理人(別世帯の人)が申請する場合は、委任状が必要です。

※高齢者施設・障害者施設などにおいて、施設などの職員から施設利用者に、資格確認書の交付申請希望などをあらかじめ確認した上で、施設などで町に代理申請することも可能です(詳しい申請方法は、後日町公式サイトに掲載します)。

■注 意 点 ＝

- マイナ保険証を持っている人で、資格確認書の交付を受けられる人は、マイナ保険証での受診が困難である「要配慮者」などに限られます。それ以外の理由(マイナ保険証を持っているが、念のため資格確認書をもっておきたいなど)では交付できません。
- 三股町国民健康保険の加入者で、マイナ保険証を持っている人が、利用登録の解除を希望する場合、登録解除の申請ができます。

③国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします

国民健康保険加入者で、現在持っている「限度額認定証」は有効期限が7月31日(木)までとなっています。入院予定の人は限度額認定証が必要です。限度額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からとなりますので、入院予定月の末日までに、町民保健課 国保年金係で手続きをしてください。

※「国民健康保険限度額適用認定証」(以下「限度額認定証」とは入院時の療養などにかかる窓口負担が「限度額まで」(以下「上限額」となる黄色いカードです。年齢や所得で1カ月の上限額が変わります。

※限度額認定証の発行は8月1日(金)から行います。

※マイナ保険証を利用すれば、限度額認定証の事前申請は不要です。

ただし、長期入院の認定を受ける場合は、町役場窓口での手続きが必要です。

■申請に必要なもの ＝

- 保険の資格が確認できるもの(マイナ保険証または資格確認書)
- 窓口に来る人の運転免許証などの身分証明書

■注 意 点 ＝

- 令和6年中の収入について、申告をしていない被保険者(未申告者)がいる世帯は、上限額が一番負担の大きな区分になります。
- 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります(ただし、70歳以上非課税世帯は除きます)。
- 現在、長期入院(過去1年間に90日以上入院)の認定を受けている人は、8月中に申請しなければ長期入院と見なされなくなりますので注意してください。

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

☎:52-9632(直通)をお願いします。

◆町人間ドックのお知らせ(再募集)

30歳～70歳までで、5歳ごとの節目の人を対象に、人間ドック費用の一部を助成します。定員に達しなかったため、再募集を行います。

■対象者 = 節目年齢の人で、人間ドックの受診を希望する人。
《対象者の生年月日一覧》

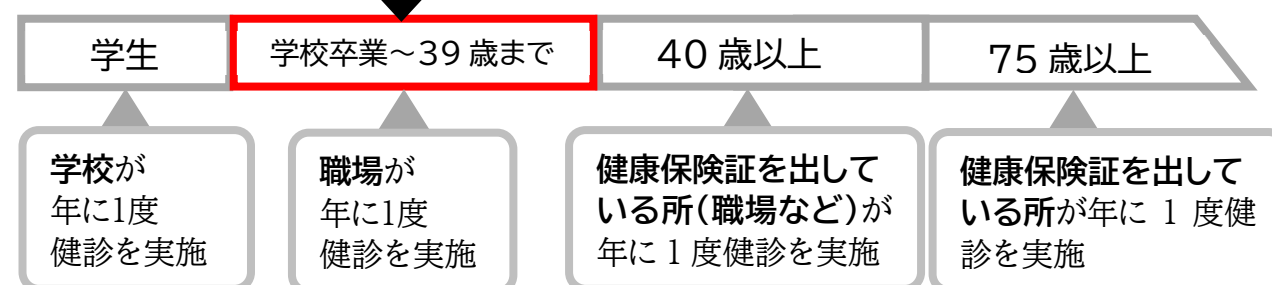


年 齢	生 年 月 日
30歳	平成 7年4月2日 ～ 平成 8年4月1日
35歳	平成 2年4月2日 ～ 平成 3年4月1日
40歳	昭和60年4月2日 ～ 昭和61年4月1日
45歳	昭和55年4月2日 ～ 昭和56年4月1日
50歳	昭和50年4月2日 ～ 昭和51年4月1日
55歳	昭和45年4月2日 ～ 昭和46年4月1日
60歳	昭和40年4月2日 ～ 昭和41年4月1日
65歳	昭和35年4月2日 ～ 昭和36年4月1日
70歳	昭和30年4月2日 ～ 昭和31年4月1日

■ こんな人におすすめします！ ■

学校や職場での定期的な健康診断を受ける機会のない、30・35 歳の人
(例:専業主婦、国民健康保険加入者で、自営業の人など)

年に1度の健診を受ける機会が無い人が多いです！



■定 員 = 残り70人(定員になり次第、締め切ります)

■費 用 = 消化器検査の種類によって異なります

種 別	自己負担額	検査料(助成額)
胃内視鏡検査(胃カメラ)を選択	7,500 円	3万1,500(2万4,000)円
胃部線検査X線(バリウム)を選択	6,500 円	2万7,500(2万1,000)円

※町の間人間ドック検査項目以外の検査を同日に実施(オプション検査)することも可能ですが 追加の費用は自己負担になります。

※精密検査にかかる費用は自己負担です(保険診療で受けることになります)。

■検査内容 =

①問診 ②身体計測 ③血圧測定 ④血液検査 ⑤尿検査 ⑥医師による診察
⑦胸部X線検査 ⑧腹部超音波検査 ⑨心電図 ⑩便潜血検査(2日法)
⑪消化器検査(胃内視鏡検査または胃部 X 線検査のいずれかを選択)
※受診しない検査があった場合、助成ができませんので注意してください。

■予約方法 =

①健康管理センターに、令和7年度人間ドックの予約をする。

応募締め切り 7月31日(木) (定員に達し次第締め切ります)

インターネットで予約をする

町公式サイト > 行政情報

> 健康・福祉 > 健康・医療 > 健診・検診

> 令和7年度 町人間ドックについてのページより予約

※ 7月31日(木) 午後11時59分まで

受付が可能です(夜間や休日にも予約可能)。



電話で予約をする

健康管理センター ☎ 52-8481

【受付時間】

平日：午前9時～午後5時

(土日祝日を除く)

②申請受付締め切り後のおおよそ2週間後に、健康管理センターから申請者の自宅に人間ドックの案内、受診券、問診票セット、検査キットが送られてくる。

③ ②で送られてきた案内をよく読み、希望する医療機関に予約をする。

④予約をした日に医療機関で人間ドックを受ける(令和8年3月31日までに受診)。

【実施医療機関】

共立医院・早水公園クリニック・メディカルシティ東部病院・宮永病院・

吉松病院・藤元総合病院附属予防医療プラザ(旧:藤元総合病院附属総合健診センター)・都城健康サービスセンター

■注意事項 =

町の間人間ドックを受ける人は、町が実施する次の健診を受けることができません(同じ内容の検査であるため。重複して受けると検査費用が全額自己負担になります)。

・胃がん検診 ・胃がんリスク検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診

・(国民健康保険の人)特定健診

★お問い合わせは、健康管理センター ☎:52-8481 をお願いします。

◆児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親や母親がいない児童や、父親や母親が一定程度の障害の状態にある児童が、健やかに育つことを目的に、その児童を育てている人に支給されるものです。

■現況届(年1回)を受け付けます

児童扶養手当の受給者は、受給資格と所得適否(手当支給額)を確認するために、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、必ず手続きをしてください。

手続きがスムーズに進むように次のとおり集合受付の日程を設定しています。また、集合受付期間に来ることができない人は、福祉課窓口(1階⑥番)で、8月7日(木)～29日(金)(土曜、日曜、祝日を除く)の期間内に、現況届を必ず提出してください。

この現況届を提出しない場合、受給資格があっても8月以降の手当は支給されません。対象者には7月末に郵送で直接案内します。

■集合受付

○期 間 = 8月4日(月)・5日(火) 午前9時30分～正午/午後1時30分～7時

※受付終了時間は午後6時45分です。

6日(水) 午前9時30分～正午/午後1時30分～5時

○場 所 = 町役場4階 第2会議室

○準備するもの = ①児童扶養手当証書(オレンジ色) ②身分証明書(運転免許証など)

該当する人のみ提出するもの

③児童と別居していて、8月1日現在、児童の住民登録が本町にない人

⇒別居監護申立書(発行日が8月1日以降のもの)

※民生委員または学校長の証明を受けたもの。

⇒住民票とう本(発行日が8月1日以降のもの)

※児童の所属する世帯全員〈省略なし〉のもの

※本籍・続柄が載っているもの



④その他(詳しくは送付する文書で確認してください)

※所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

※税の申告などが「未申告」の人は受付できません。必ず申告を済ませてから現況届を提出してください(扶養義務者に該当する人と同居している場合は、該当する人全員が税の申告を済ませている必要があります)。

■支給期間などによる支給停止制度

受給者(養育者を除く)に対する手当は、3歳未満の児童がいる人以外で、受給期間が5年以上の人や、支給開始事由発生から7年を経過する人は、次に該当する場合を除いて手当額の2分の1が支給されなくなります。対象となる人には事前に一部支給停止適用除外事由届出書を郵送しますので、必要書類などを確認して現況届の際に必ず提出してください。

《 次に該当する人は必要書類を提出すれば支給停止にはなりません 》

- ・受給者が、就業している、または、求職活動などの自立を図るための活動をしているとき。
- ・受給者が、障害、負傷、疾病などにより、就業することが困難であるとき。
- ・監護する児童または親族が、障害や疾病などで、介護のために就労することが困難であるとき。

■公的年金などとの併給

公的年金^{※1}を受けることができる場合^{※2}は、公的年金が優先となります。公的年金の支給額が児童扶養手当の支給額よりも高い場合は、児童扶養手当は支給されません。

※1 公的年金

⇒遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 公的年金を受けることができるとき

⇒請求すれば支給されるにもかかわらず請求しないで、まだ受けていない場合なども含みます。

ただし、繰り上げ受給が可能である人は、現に公的年金を受けていない場合でもこれに該当しません。

■現況届は受給者本人が届け出をしてください

代理人での届け出はできません。

★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通)をお願いします。



◆「母子及び父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます

「母子及び父子家庭医療費助成事業」は、母子・父子家庭の経済的負担や精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

毎年8月に資格者証の更新をする必要がありますので、次の期日に手続きをしてください。対象者には、7月下旬に郵送で直接案内します。

集合受付期日	8月4日(月)・5日(火)・6日(水)
時 間	8月4日(月)・5日(火) 午前9時30分～正午/午後1時30分～ <u>7時</u> <u>※受付終了時間は午後6時45分です。</u> 6日(水) 午前9時30分～正午/午後1時30分～ <u>5時</u>
場 所	町役場4階 第2会議室
準備するもの	①健康保険証または「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」(世帯全員分)の <u>コピー</u> <u>※事前にコピーしたものを提出してください。</u> ②身分証明書(運転免許証など) ③養育費等に関する申告書 ④医療費受給資格者証更新手続きチェックシート ⑤医療費受給資格証交付台帳

世帯の状況で必要となる書類	(ア)令和7年1月1日に町内に住民票がなかった人 ⇒<u>個人番号カード(マイナンバーが確認できるもの)が必要です</u> ・所得の状況を確認します。 ・同居の家族の中に令和7年1月1日に町内に住民票がない本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人の個人番号カード(マイナンバーが確認できるもの)も必要です。 (イ)母子・父子家庭の対象となる児童の住民票が町外にある人 ⇒<u>在学証明書または学生証のコピーが必要です。</u> (ウ)その他 ・後日送付する案内文書で確認してください。
---------------	---

※集合受付期日に来ることができない人は、福祉課 児童福祉係で、
8月7日(木)～29日(金) (土曜・日曜・祝日を除く)までに更新手続きをしてください。

※更新手続きは受給者本人が行ってください。代理人による手続きはできません。

※手続きを行わないと、受給資格があっても11月以降の医療費助成を受けることができません。

★お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係 (1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通)をお願いします。



◆「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します

【保険料の計算方法】

被保険者全員が同じ額を負担する「均等割額」
＋
被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」
＝個人単位で計算

計算結果は「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で7月中にお知らせします。
詳しくは、通知書に同封して送付する「後期高齢者医療のしおり」を確認してください。

【保険料の納め方】

「年金からの差し引き」「口座振替」「納付書」のいずれかの方法になります。
保険料を「年金からの差し引き」により納付している人で、「口座振替」に変更したい場合は、お問い合わせください(「納付書による納付」への変更はできません)。

「納付書による納付」の場合、納め忘れによる未納が発生してしまうことがあります。納め忘れを防ぐため、「口座振替」の手続きをおすすめします。

また、コンビニエンスストアでも納付できます。曜日や時間を気にせずに納めることができますので、ぜひ利用してください。

◆後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例は次のとおりです

軽減割合	対象者(世帯主および被保険者全員)の所得要件
7割	43万円＋(給与所得者等の数-1)×10万円以下の世帯
5割	43万円＋30万5,000円×被保険者数＋(給与所得者等の数-1)×10万円以下の世帯
2割	43万円＋56万円×被保険者数＋(給与所得者等の数-1)×10万円以下の世帯

詳しくは、7月に郵送する「後期高齢者医療のしおり」や宮崎県後期高齢医療広域連合の公式サイトをご覧ください。

★お問い合わせは、町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当
(1階 ③番窓口) ☎:52-9632(直通) または、
宮崎県後期高齢者医療広域連合 ☎:0985-62-0921
をお願いします。



詳細はこちら

◆後期高齢者医療保険の障害認定申請をご存知ですか？

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある人(身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人)は、申請して認定されると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療で医療機関にかかると所得に応じて病院での一部負担金が1割、2割、3割のいずれかになります。

認定を受けるためには、町民保健課 国保年金係の窓口で申請してください。

加入できる人

- ・身体障害者手帳の1～3級、4級の一部に該当する人
- ・療育手帳Aを持つ人
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を持つ人
- ・国民年金法における障害年金の1、2級を受給している人ほか

申請に必要なもの

申請の基準に該当する各種手帳または
国民年金証書、健康保険被保険者資格喪失連絡表(※)
※現在加入している医療保険が三股町国民健康保険以外
のみ必要です。

★お問い合わせは、町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当
(1階 ③番窓口) ☎:52-9632(直通)または、
宮崎県後期高齢者医療広域連合 ☎:0985-62-0921
をお願いします。



◆後期高齢者医療被保険者全員に、「資格確認書」をお送りします

令和6年12月2日からマイナンバーカードと保険証の一体化(マイナ保険証)が開始されたことにより、これまでの保険証は新規で発行されなくなりました。

現在お持ちの保険証および資格確認書の有効期限は令和7年7月31日ですが、**後期高齢者医療保険の被保険者には、資格確認書を宮崎県後期高齢者医療広域連合より7月中にお送りします**(オレンジ色の封筒で届きます)。

この資格確認書は、マイナ保険証を持っている人、持っていない人関係なく、**全員に交付されます**。手続きは不要です。

新しい資格確認書の有効期限は令和8年7月31日で、色はだいたい色です。

病院などの医療機関でマイナ保険証が使えなくても、この資格確認書を持っていけば、これまでの保険証と同じように受診できます。

※マイナ保険証を利用すれば、資格確認書は不要です。

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当(1階 ③番窓口)

☎:52-9631(直通)をお願いします。

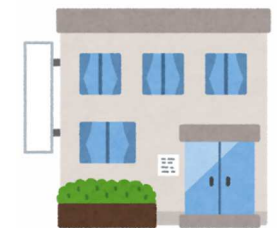
◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定」について

これまで、「限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)」および「限度額適用認定証(桃色)」を持っている人には、保険証と別にお送りしていましたが、マイナ保険証が開始されたことにより、これらの認定証の新規発行もされなくなりました。

その代わりに、7月にお送りする資格確認書に限度区分が併記されます。

現在、これらの認定証を持っていない人で、入院などで限度区分が併記された資格確認書が必要な人は、町役場窓口で発行します。

発行には申請が必要ですので、対象となる人の被保険者証もしくは資格確認書、窓口に来る人の身分証明書を持ってきました。



★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当(1階 ③番窓口)

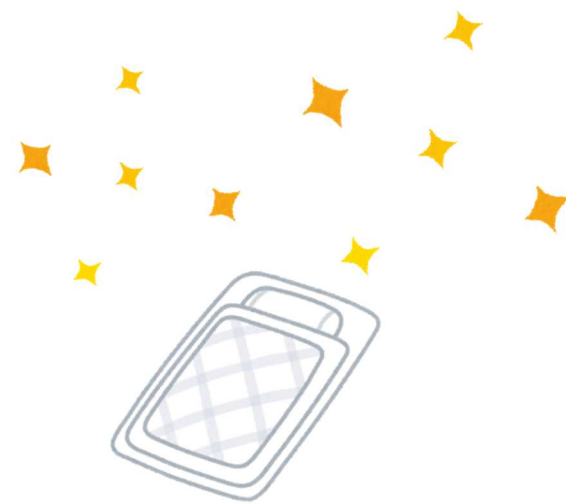
☎:52-9631(直通)をお願いします。

◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます

身体障害者と、おおむね65歳以上の高齢者のうち、心身の障害・疾病などの理由で寝具類の衛生管理が困難な人に対して、布団(寝具)の丸洗い、乾燥や消毒までを無料で行います。

申 込 受 付 期 間	8月1日(金)まで
サービス実施日	回収日 8月19日(火) 返却日 8月26日(火)
対 象 者	・身体障害者 ・寝たきりの人 ・1人暮らしの人 ・同居家族が高齢者のみで構成される世帯の人 ・そのほか、同様の理由が認められる場合

○対象者の選定は、利用の可否を決定のうえ通知します。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします

◆敬老祝い金を支給します

8月下旬～9月初旬にかけて、次の年齢の皆さんを対象に敬老祝い金を支給します。

対象者には、通知をします。次の支給年齢の人で通知が来ない人はお問い合わせください。

支 給 年 齢	祝金年額
満88歳 昭和11年7月2日～昭和12年7月1日が誕生日の人	1万円
満100歳 大正13年7月2日～大正14年7月1日が誕生日の人	2万円
最高齢	3万円

対象年齢は、令和6年7月2日～令和7年7月1日までの期間の満年齢です。
※基準日:7月1日



★お問い合わせは、
高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)
☎:52-9062(直通)をお願いします。

◆水稻の病害虫防除(無人ヘリによる農薬散布)を行います

本年度の水稻の病害虫防除(無人ヘリによる農薬散布)を次のとおり行います。地域の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いします。

■実施時期 =

場 所		長田地区	梶山地区	そのほかの地区
実施日時	1 回目	7月16日(水)	7月23日(水)	7月30日(水)
	2 回目	8月16日(土)	8月22日(金)	8月29日(金)

※天候などの都合で変更される場合があります。

※散布中は、危険ですので機体の周り20m以内には近づかないようにしましょう。

※露地野菜や出荷前のカンショなどに隣接する水田は、ドリフト(飛散)防止のため、粒剤などによる個人防除での対応をお願いします。

※施設園芸ハウスや住宅などに隣接する水田は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなどの対応で、お互いの合意が得られた場合は散布が可能です。



★お問い合わせは、
JAみやざき 三股営農センター ☎:52-1122 をお願いします。

◆令和8年度分「電気防護柵(イノシシ・シカ・サル用)」・「ワイヤーメッシュ柵」の申し込みを受け付けます

今回は、令和8年度の予算要望のための聞き取りであり、要望どおりに実施できるとは限りません。

■補 助 対 象 = ①防護用施設(電気防護柵 イノシシ・シカ・サル用)
②ワイヤーメッシュ柵

■補 助 条 件 = ①農耕林地のうち有害獣による被害が多発している場所。
②電気防護柵の長さが原則として200m以上あるもの。
③令和8年度に電気防護柵又は、ワイヤーメッシュ柵を作付けしている(田・畑)に設置すること。
④事業申請の時は「滞納のない証明書」が必要です。
※町税務財政課で取得できます(手数料が必要です)。

■標準事業費 = ①イノシシ用 7万4,000円
(柵の延長が250mの場合)
②ワイヤーメッシュ柵 1,400 円/枚
(規格:1.2m×1.0m)
※あくまで令和7年6月時点での参考金額です。

■基準補助率 = 県補助金3分の1以内、町補助金3分の1以内かつ
予算の範囲、個人負担金3分の1以上

■申 込 期 限 = 9月1日(月)
(注:申込期限を過ぎると受け付けできません)

■申 込 方 法 = 原則として、希望者本人が農業振興課 農林整備係に申請してください。
ただし、申し込みが多い場合は、初めて申請する人を優先します。

★お申し込み・お問い合わせは、農業振興課 農林整備係(3階 ③番窓口)
☎:52-9089(直通)をお願いします。



◆各種相談

	相 談 名		期 日	時 間	場 所	相談内容	相 談 員	予約	予約・問い合わせ
1	行政相談		7月22日(火)	午前10時～正午	町総合福祉センター 「元気の杜」	国の行政全般についての意見、要望など	にしどめ 西留 文夫	不要	総務課行政係 ☎:52-1112
			8月4日(月)				うちむら 内村 陽一郎		
2	人権相談	特設	8月5日(火)	午前10時 ～午後3時	JR 三股駅多目的ホール 「M★ういんぐ」	いじめ・虐待・家庭内の問題 (夫婦・親子・離婚・扶養・相続)・近隣トラブル・金銭貸借・借地借家・登記などの悩み事	くわはた 実余子 いなどめ ゆ み こ 稲留 由美子	不要	総務課行政係 ☎:52-1112
		常設	平日	午前8時30分 ～午後5時15分	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)		人権擁護委員 法務局職員		宮崎地方法務局都城支局 ☎:22-0490
3	消費生活無料 法律相談	三股	8月14日(木)	午後1時30分 ～4時30分	町福祉・消費生活相談センター(元気の杜内)	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題	弁護士	予約制	町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
		都城	7月25日(金)	午後1時～4時	消費生活センター (都城市役所北別館2階)				都城市消費生活センター ☎:23-7154
4	無料法律相談		7月16日(水)	午後1時30分 ～4時30分	町総合福祉センター 「元気の杜」	土地・建物・登記・遺言・離婚・金銭面でのもめ事	司法書士	予約制	町社会福祉協議会 ☎:52-1246
5	成年後見制度の 無料相談		7月24日(木)	午後1時～4時	町総合福祉センター 「元気の杜」	成年後見制度の概要や利用方法		予約制	町社会福祉協議会 ☎:52-1246
6	こころの健康相談		7月17日(木)	午後1時30分 ～3時30分	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)	ひきこもり・抑うつ・精神科の病気・アルコール依存など	精神科医師	予約制	都城保健所健康づくり課 ☎:23-4504
7	おもちゃ病院		7月19日(土)	午後1時～3時	町総合福祉センター 「元気の杜」	おもちゃの無償修理		不要	横山健一 ☎:51-0241 増田親忠 ☎:090-1926-8783